諮問番号：令和３年度諮問第３１号

答申番号：令和３年度答申第３３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年１１月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分１」という。）、同年１２月１８日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分２」という。）及び令和２年１月２４日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分３」といい、「本件処分１」及び「本件処分２」と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人は、令和元年１０月から月額５，０００円の老齢年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）を受給することができた。ところが、本件給付金は、法の収入として生活保護費から差し引かれているため、審査請求人は本件給付金の支援を受けていないことになっている。これは本件給付金の主旨から外れており納得できない。

（２）審査請求人は、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人に本件給付金が支給されることを把握したため、令和元年１２月分以降の保護費について、本件給付金の実際の受給額を収入認定する本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、本件給付金を収入認定することは、本件給付金の制度の主旨に反しており違法である旨主張している。

しかしながら、本件給付金については、年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について（令和元年８月２２日社援保発０８２２第２号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「課長通知」という。））のⅡのとおり、実際の受給額を収入として認定することとされているところであり、処分庁が、本件処分において、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び課長通知のⅡに基づき、審査請求人が受給している本件給付金を収入認定したことに、違法又は不当な点は見当たらない。

なお、令和元年６月１日付けの年金振込通知書に記載のある年金支払額と、処分庁が本件処分において収入認定した年金額とを比較したところ、収入認定額に相違が認められるものの、この点について審査請求人の主張はなく、また、これを理由に本件処分を取り消すことは、審査請求人の保護費を減額する効果をもたらし、審査請求人の不利益となることから、この点において、審査請求人に回復すべき法律上の利益があるとは認められない。

（２）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年１１月　９日　　諮問書の受領

令和３年１１月１１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月２５日

　口頭意見陳述申立期限：１１月２５日

令和３年１２月１４日　　第１回審議

令和４年　１月１１日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、同条第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（５）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び法第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）を定めている。

保護基準は、本件処分１の時点において、審査請求人に係る１２月の期末一時扶助費を１４，１６０円と定めている。

（６）法第２５条第２項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（７）年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号。以下「給付金法」という。）第１条は、「この法律は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に（中略）老齢年金生活者支援給付金（中略）を支給する（中略）ことにより、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。」と定めている。

給付金法第３条は、「老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（中略）を合算した額とする。（後略）」と、給付金法第４条第１項は、「給付基準額（（中略）以下同じ。）は、５，０００円とする。」と定めている。

給付金法第５条第１項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者（次条第１項（中略）において「受給資格者」という。）は、老齢年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。」と定めている。

給付金法第６条第１項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第３項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

（８）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（９）課長通知は、「Ⅱ．給付金の保護費への適切な反映について」において、「給付金は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知〔次官通知〕）の第８の３の（２）のアの（ア）により、実際の受給額を収入として認定する。令和元年１２月から給付金の支給が開始されるが、機構〔日本年金機構〕においては、保護の実施機関における給付金の保護費への適正な反映処理に資するよう（中略）給付決定額（月額）の情報を含む給付金支給決定者に関する市町村毎のリストを、同年１１月（予定）から３回（中略）提供することとしている。（後略）」と記している。

なお、課長通知は、地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１２年４月１０日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。

（２）令和元年１１月１１日付けの審査請求人に係るケース記録票には、「＜年金生活者支援給付金の認定について＞年金生活者支援給付金の支給（令和元年１０月分～）が決定されたため、令和元年１２月より収入認定を開始する。月額　５，０００円」と記載されている。

また、課長通知に記された、日本年金機構から処分庁に提供された「年金支給給付金請求書送付者情報（１回目）」には、審査請求人について、「給付金見込額（月額）　５０００」、「支払開始月　２０１９１０」と記載されている。

（３）令和元年１２月分の保護決定調書には、期末一時扶助の欄に「扶助額　１４，１６０円」と、収入の欄に「その他収入　老齢退職年　６４，９３４　公的その他　５，０００　介特徴　２，４５０」と、決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。期末一時扶助費の認定　年金生活者支援給付金の認定を開始します。」と記載されている。

（４）令和元年１１月２２日付けで、処分庁は、同年１２月１日を保護変更日とする本件処分１を行った。

本件処分１の通知書には、扶助額の欄に「エ　期末一時扶助　１４，１６０」、収入充当額の欄に「６７，４８４円」と、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。期末一時扶助費の認定　年金生活者支援給付金の認定を開始します。」と記載されている。

（５）令和２年１月分の保護決定調書には、収入の欄に「その他収入　老齢退職年　６４，９３４　公的その他　５，０００　介特徴　２，４５０」と、決定理由の欄に「「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に基づき、期末一時扶助費を削除します。」と記載されている。

（６）令和元年１２月１８日付けで、処分庁は、令和２年１月１日を保護変更日とする本件処分２を行った。

本件処分２の通知書には、収入充当額の欄に「６７，４８４円」と、保護決定理由の欄に「「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に基づき、期末一時扶助費を削除します。」と記載されている。

（７）令和２年２月分の保護決定調書には、収入の欄に「その他収入　老齢退職年　６４，９３６　公的その他　５，０００　介特徴　２，４５０」と、決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されている。

（８）令和２年１月２４日付けで、処分庁は、令和２年２月１日を保護変更日とする本件処分３を行った。

本件処分３の通知書には、収入充当額の欄に「６７，４８６円」と、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されている。

（９）令和２年２月１１日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、本件給付金が、法の収入として生活保護費から差し引かれているため、審査請求人は本件給付金の支援を受けていないことになっており、これは本件給付金の主旨から外れているから納得できない旨主張する。

確かに、前記１（７）のとおり、給付金法は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に本件給付金等を支給することにより、生活の支援を図ることを目的とするものである。

しかしながら、前記１（３）、（４）のとおり、法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである保護の補足性について規定しており、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

前記１（９）のとおり、課長通知において、本件給付金は、次官通知の第８の３（２）ア（ア）により、実際の受給額を収入として認定することとされた取扱いは、上記の保護の補足性の原理にも適合するものであると言える。

また、前記１（６）のとおり、法第２５条第２項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。

前記２（２）、（３）のとおり、処分庁が、令和元年１２月からの審査請求人に対する本件給付金の支給が決定されたことを把握したことから、審査請求人に本件給付金の支払が開始される同年１２月分の保護費について、本件給付金の支給額を収入認定する本件処分１を行ったことは、法第４条及び法第２５条に基づいて行われたものである。

したがって、処分庁の判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（２）次に、本件処分２については、前記１（５）、前記２（３）、（５）のとおり、令和元年１２月の保護費に加算された期末一時扶助費が、令和２年１月分においては支給されないことによる保護費の変更決定であるから、本件処分２に違法又は不当な点は認められない。

（３）さらに、本件処分３については、前記２（５）、（７）のとおり、審査請求人の老齢退職年金額が、本件処分２の時点の６４，９３４円から本件処分３の時点において、６４，９３６円に変更になったことによる保護費の変更決定であるから、本件処分３に違法又は不当な点は認められない。

（４）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

前記２（４）、（６）、（８）のとおり、本件処分の理由の提示には、いずれも根拠法令の記載が行われておらず、また、審査請求人が本件処分の理由を明確に認識し得るものであるとは言い難いことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て、訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、自らの不服を主張していることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言えるが、処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）谷口　勢津夫

委員　　　　　西上　治

委員　　　　　濱　　和哲